

学校教育法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	1
○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	6
○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	8
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）	10
○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	12
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）	15
○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）	16
○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）	18
○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	19
○ 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）	32
○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）	33
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	34
○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）	35
○ 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）	36
○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）	37
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	40
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	42
○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）	43
○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	46
○ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）	48
○ 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）	49
○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）	50
○ と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）	51
○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）	52
○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）	53
○ 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）	54

○ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）	55
○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）	56
○ 小型船造船業法（昭和三十九年法律第七十九号）	57
○ 社会保険労務士法（昭和三十九年法律第八十九号）	58
○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和三十九年法律第二十号）	59
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和三十九年法律第三十六号）	60
○ 労働安全衛生法（昭和三十九年法律第五十七号）	62
○ 作業環境測定法（昭和三十九年法律第二十八号）	75
○ 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）	76
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和三十九年法律第四十三号）	77
○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和三十九年法律第三十号）	78
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）	80
○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）	81
○ 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）	82
○ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）	84
○ 健康増進法（平成十四年法律第三十号）	85
○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）	87
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）	88
○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第十四号）	89
○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）	91
○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）	92
○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）	93

改正案

現行

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする^〇。

（新設）

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

③ 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

（新設）

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。

② 専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するために行われるものとする。

③ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を實現

するために行われるものとする。

- ④ 第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第八十八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第四百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第九十九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第九十九条 （略）

② （略）

- ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

（新設）

第九十九条 （略）

② （新設）

（新設）

第四百条 大学（専門職大学及び第八十八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

③ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

④ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

⑤ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

⑥ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣

第四百条 大学（第八十八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

（新設）

（新設）

② 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

③ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

（新設）

④ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣

の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 （略）

⑧| （略）

第百八条 （略）

②・③| （略）

④| 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

⑤| 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

⑥| （略）

⑦| （略）

⑧| （略）

⑨| （略）

の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤| 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第百八条 （略）

②・③| （略）

（新設）

④| （新設）

④| 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

⑤| 第二項の大学には、学科を置く。

⑥| 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

⑦| 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところ

<p>⑩ (略)</p> <p>第百九条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ (略)</p>	<p>により、第八十三条の大学に編入学することができる。</p> <p>⑧ 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。</p> <p>第百九条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ (略)</p>
---	--

○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）

改正案

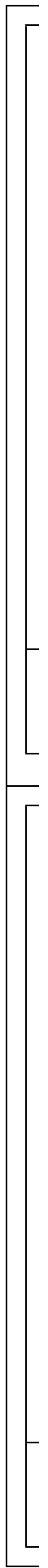
別表第二（第二十五条の四十七関係）

学歴	年数
（略）	（略）
<p>大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	（略）
<p>短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	（略）

現行

別表第二（第二十五条の四十七関係）

学歴	年数
（略）	（略）
<p>大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	（略）
<p>短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	（略）



○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）

改正案

現行

別表第二（第二十条関係）

別表第二（第二十条関係）

学歴	年数
(略)	(略)
<p>大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	(略)
<p>短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	(略)

学歴	年数
(略)	(略)
<p>大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	(略)
<p>短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者</p>	(略)



○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

改正案	現行
<p>第十二条の三（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>③⑥（略）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一</p>	<p>第十二条の三（略）</p> <p>② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三〇五（略）</p> <p>③⑥（略）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事</p>

年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三〇五 (略)

④〇⑧ (略)

第十八条の六 (略)

一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 (略)

したもの

三〇五 (略)

④〇⑧ (略)

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者

二 (略)

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第四十八条（略） ②～⑤（略） ⑥（略）</p> <p>一（略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 三・四（略） ⑦・⑧（略）</p> <p>別表（第三十三条関係）</p>	<p>第四十八条（略） ②～⑤（略） ⑥ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。</p> <p>一（略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者 三・四（略） ⑦・⑧（略）</p> <p>別表（第三十三条関係）</p>
<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。 一（略） 二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校</p> <p>（略）</p>	<p>理化学的 検査</p> <p>（略）</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。 一（略） 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程</p> <p>（略）</p>

	(略)
	(略)
<p>において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 (略)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>
	(略)
	細菌学的検査
	(略)
<p>を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 (略)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>
	(略)

	(略)		(略)
三 (略)	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 (略)</p>		(略)
	動物を用いる検査		(略)
三 (略)	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 (略)</p>		(略)

改正案	現行
<p>（短答式による試験科目の一部免除等） 第九条（略） 一～四（略） 2（略） 一（略） 二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目 三（略） 3・4（略）</p>	<p>（短答式による試験科目の一部免除等） 第九条（略） 一～四（略） 2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。 一（略） 二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目 三（略） 3・4（略）</p>

改正案

現行

<p>第十三条の三（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、甲種危険物取扱者試験を受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者</p> <p>二 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱いの実務経験を有する者</p> <p>⑤（略）</p> <p>第十七条の八（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第十三条の三（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 次の各号のいずれかに該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受けることができる。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者</p> <p>二 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者</p> <p>⑤（略）</p> <p>第十七条の八（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。</p> <p>一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三（略）</p>
--	--

⑤ (略)

別表第二(第二十一条の四十六関係)

第二十一条の四五第二号から第四号までの業務	第二十一条の四五第一号の業務
学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有する者	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有する者 二～四 (略)

⑤ (略)

別表第二(第二十一条の四十六関係)

第二十一条の四五第二号から第四号までの業務	第二十一条の四五第一号の業務
学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者 二～四 (略)

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のもの を置く者であること。</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校 教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（ 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学 校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した 後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令 第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しく は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十 一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した（ 同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。 ）後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省 令で定める学科を修めたもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする 者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ 、許可をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のもの を置く者であること。</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校 教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（ 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学 校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した 後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令 第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しく は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十 一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後 三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で 定める学科を修めたもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>三・四（略）</p>

改正案	現行
<p>（授与） 第五条（略） 2～5（略） 6（略）</p> <p>一 短期大学士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者</p> <p>二（略） 7（略） 9（略） 附則</p>	<p>（授与） 第五条（略） 2～5（略） 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。</p> <p>一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者</p> <p>二（略） 7（略） 9 附則</p> <p>次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表</p>

高等学校において看護	受けようとする 免許状 所要資格	第一欄
イ 大学において第一欄に掲げる実習	基礎資格	第二欄
(略)	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校(中等教 育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の 実務証明責任者の証明を有することを必要とする 最低在職年数	第三欄
(略)	第二欄に規定する基礎資格 取得したのち、高等学校(中等教 育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において修得する最低 単位数	第四欄

高等学校において看護	受けようとする 免許状 所要資格	第一欄
イ 大学において第一欄に掲げる実習	基礎資格	第二欄
(略)	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校(中等教 育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の 実務証明責任者の証明を有することを必要とする 最低在職年数	第三欄
(略)	第二欄に規定する基礎資格 取得したのち、高等学校(中等教 育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において修得する最低 単位数	第四欄

第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

実習、家庭 実習、情報 実習、農業 実習、工業 実習、商業 実習、水産 実習、福祉 実習又は商 船実習を担 任する教諭 の一種免許 状	に係る実業に関する学科を専攻し短期大学の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認められる資格を有すること。		
	ロ (略)	(略)	(略)
	ハ (略)	(略)	(略)
	ニ (略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

二 第二欄に掲げる「短期大学の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

三 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担

実習、家庭 実習、情報 実習、農業 実習、工業 実習、商業 実習、水産 実習、福祉 実習又は商 船実習を担 任する教諭 の一種免許 状	に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認められる資格を有すること。		
	ロ (略)	(略)	(略)
	ハ (略)	(略)	(略)
	ニ (略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

(新設)

二 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担

幼稚園教諭 専修免許状	幼稚園教諭 専修免許状	免許状の種類	第一欄		所要資格
			第二欄		
修士の学位を有すること		基礎資格	第三欄		大学において修得すること を必要とする最低単位数
(略)	(略)		教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	

別表第一（第五条、第五条の二関係）

任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。

四 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、二の項中「九年以上」とあるのは、九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

幼稚園教諭 専修免許状	幼稚園教諭 専修免許状	免許状の種類	第一欄		所要資格
			第二欄		
修士の学位を有すること		基礎資格	第三欄		大学において修得すること を必要とする最低単位数
(略)	(略)		教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	

別表第一（第五条、第五条の二関係）

任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、二の項中「九年以上」とあるのは、九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

論 校 中 教 学		論 校 小 教 学				
状 免 一 許 種	状 免 専 許 修	状 免 二 許 種	状 免 一 許 種	状 免 専 許 修	状 免 二 許 種	状 免 一 許 種
学士の学位を有 すること	修士の学位を有 すること	短期大学士の学 位を有すること	学士の学位を有 すること	修士の学位を有 すること	短期大学士の学 位を有すること	学士の学位を有 すること
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

論 校 中 教 学		論 校 小 教 学				
状 免 一 許 種	状 免 専 許 修	状 免 二 許 種	状 免 一 許 種	状 免 専 許 修	状 免 二 許 種	状 免 一 許 種
学士の学位を有 すること	修士の学位を有 すること	短期大学士の学 位を有すること	学士の学位を有 すること	修士の学位を有 すること	短期大学士の学 位を有すること	学士の学位を有 すること
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

特別支援学校教諭		高等学校教諭		
専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状
修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	短期大学士の学位を有すること
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

特別支援学校教諭		高等学校教諭		
専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状
修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	短期大学士の学位を有すること
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		
		(略)	

備考

一・一の二 (略)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学

二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		
		(略)	

備考

一・一の二 (略)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場

位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同年以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三〇九（略）

別表第二（第五条関係）

			養護 教諭		免許状 の種類	第一欄 第二欄 第三欄
一種 免許 状			専修 免許 状			
(略)	(略)	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。		基礎資格	第二欄
(略)	(略)	(略)	(略)			
大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数						第三欄

合においても同様とする。）。

三〇九（略）

別表第二（第五条関係）

			養護 教諭		免許状 の種類	第一欄 第二欄 第三欄
一種 免許 状			専修 免許 状			
(略)	(略)	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。		基礎資格	第二欄
(略)	(略)	(略)	(略)			
大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数						第三欄

第一欄	第二欄	第三欄	備考 一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。 二～四 (略)	二種 免許 短期大学士の学位を有すること 又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	(略)	(略)	(略)

第一欄	第二欄	第三欄	備考 一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。 二～四 (略)	二種 免許 短期大学士の学位を有すること 又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	(略)	(略)	(略)

二種	栄養 教諭		免許状 の種類	所要 資格
	専修 免許 状	一種 免許 状		
短期大学士の学位を有す	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	基礎資格	基礎資格
(略)	(略)	(略)	数	大学において習得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数

二種	栄養 教諭		免許状 の種類	所要 資格
	専修 免許 状	一種 免許 状		
短期大学士の学位を有す	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	基礎資格	基礎資格
(略)	(略)	(略)	数	大学において習得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数

免許状	ること及び栄養士法第二 条第一項の規定により栄 養士の免許を受けている こと。
-----	--

備考

一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第
百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職
大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有す
る場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以
上の資格を有すると認められた場合を含むものとする。

二（略）

別表第五（第六条関係）

第一欄	所要資格	第二欄	基礎資格	第三欄	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数
受けようと する免許状の 種類					

免許状	ること及び栄養士法第二 条第一項の規定により栄 養士の免許を受けている こと。
-----	--

備考

一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣
がこれと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むもの
とする。

二（略）

別表第五（第六条関係）

第一欄	所要資格	第二欄	基礎資格	第三欄	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数
受けようと する免許状の 種類					

高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習		中学校において職業実習を担当する教諭		
専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
(略)	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ・ハ (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習		中学校において職業実習を担当する教諭		
専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
(略)	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ・ハ (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>、福祉実習又は商船実習を担任する教諭</p>	<p>免許状</p>	<p>掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 第二欄の「学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）又は文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格として認めたものを含むものとする。</p> <p>二～四 (略)</p>
<p>、福祉実習又は商船実習を担任する教諭</p>	<p>免許状</p>	<p>掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。</p> <p>二～四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（測量士となる資格） 第五十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号において同じ。）で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>（測量士となる資格） 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>三〇五（略）</p>

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

改正案	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>三〇六（略）</p>	<p>第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>三〇六（略）</p>

改正案	現行
<p>第十九条（資格等） （略）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>二（略） 二（略） 二（略）</p>	<p>第十九条（資格等） 第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>二（略） 二（略） 二（略）</p>

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

改正案	現行
<p>第十四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>三〇六（略）</p>	<p>第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>三〇六（略）</p>

○ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

改正案	現行
<p>（司書及び司書補の資格）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（司書及び司書補の資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。</p> <p>一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案

現行

（免許）

第四十一条（略）

2（略）

一・二（略）

三 次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校において次に掲げる当該学校の区分に応じ前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）

イ（略）

ロ 短期大学（学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校

ハ（略）

四（略）

別表第一（第二十四条の二関係）

一・二（略）

三 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者

（免許）

第四十一条（略）

2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者（第二号から第四号までに該当する者にあつては、第四十八条第一項後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。）でなければ、受けることができない。

一・二（略）

三 前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく学校の区分に応じ総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者

イ（略）

ロ 短期大学又は高等専門学校

ハ（略）

四（略）

別表第一（第二十四条の二関係）

一・二（略）

三 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者

(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。

四 (略)

別表第四(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

係)

一 (略)

二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に五年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験を有すること。

三・四 (略)

五 学校教育法による大学に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

六 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五

であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。

四 (略)

別表第四(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

係)

一 (略)

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に五年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験を有すること。

三・四 (略)

五 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

六 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上

年以上従事した経験を有すること。

別表第五（第七十一条の三の二関係）

一（略）

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

三（略）

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

従事した経験を有すること。

別表第五（第七十一条の三の二関係）

一（略）

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

三（略）

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

改正案

（一級建築士試験の受験資格）
第十四条（略）

一（略）

二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び次号において同じ。）（夜間において授業を行う課程を修めて卒業した者を除く。）であつて、その卒業後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後。同号において同じ。）建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者（前

現行

（一級建築士試験の受験資格）
第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実務」という。）の経験を三年以上有する者

二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程を修めて卒業した者を除く。）であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者（前号に掲げる者を除く。）

号に掲げる者を除く。）

四・五 (略)

(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)

第十五条 (略)

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二～四 (略)

四・五 (略)

(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

二～四 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（確認員）</p> <p>第五十六条の二の八 確認員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において土木工学その他港湾の施設の建設に關して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は国土交通省令で定めるこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、国土交通省令で定める試験研究機関において十年以上港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に關する試験研究の業務（国土交通省令で定めるものに限る。）に従事した経験を有するものの中から選任しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（確認員）</p> <p>第五十六条の二の八 確認員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において土木工学その他港湾の施設の建設に關して必要な課程を修めて卒業した者又は国土交通省令で定めるこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、国土交通省令で定める試験研究機関において十年以上港湾の施設の性能を総合的に評価する手法に關する試験研究の業務（国土交通省令で定めるものに限る。）に従事した経験を有するものの中から選任しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 4 （略）</p>

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

改正案

現行

（個体等登録機関）

第二十三条（略）

2・3（略）

4（略）

（個体等登録機関）

第二十三条（略）

2・3（略）

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 個体等登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが個体等登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する
実務の経験を有するもの

二 (略)

5・7 (略)

(事業登録機関)

第三十三条の十五 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣
医学その他特別特定器官等の識別に關して必要な課程を修め
て卒業した者(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前
期課程を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の学力を
有する者であつて、通算して三年以上特別特定器官等の識別
に關する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施
し、その人数が四名以上であること。

二 (略)

5・6 (略)

(認定機関)

第三十三条の二十六 (略)

2・3 (略)

もの

二 (略)

5・7 (略)

(事業登録機関)

第三十三条の十五 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた
者がなく、かつ、機関登録の申請をした者(以下この項におい
て「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合
しているときは、機関登録をしなければならぬ。この場合に
おいて、機関登録に關して必要な手続は、環境大臣及び特別国
際種関係大臣の發する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣
医学その他特別特定器官等の識別に關して必要な課程を修め
て卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて
、通算して三年以上特別特定器官等の識別に關する実務の経
験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四
名以上であること。

二 (略)

5・6 (略)

(認定機関)

第三十三条の二十六 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において医学その他特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 (略)

5・6 (略)

4 環境大臣等は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならぬ。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣等の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において医学その他特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 (略)

5・6 (略)

改正案

現行

（試験科目の一部の免除等）

第七条（略）

第七条（略）

2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第百四条に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）又は同法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第百四条に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

4・5 (略)

第八条 (略)

一 大学等(学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。)において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目

二 十 (略)

2 (略)

4・5 (略)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 大学等(学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。)において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目

二 十 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（学芸員の資格）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第四百条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。</u>）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（学芸員補の資格）</p> <p>第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。</p>	<p>（学芸員の資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。</p> <p>一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（学芸員補の資格）</p> <p>第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。</p>

改正案	現行
<p>（登録の要件等）</p> <p>第三十二条の四 気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、国土交通省令で定める。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において<u>理学又は工学の課程を修めて卒業した</u>（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、三年以上気象測器の検定の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（登録の要件等）</p> <p>第三十二条の四 気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、国土交通省令で定める。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定事務を実施し、その人数が検定事務を行う事務所ごとに二名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において<u>理学又は工学の課程を修めて卒業した後、三年以上気象測器の検定の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

改正案	現行
<p>第三十六条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、農林水産省令で定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三十六条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、農林水産省令で定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれかに該当する者が検定を実施し、その人数が検定を行う事業所ごとに二名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（衛生管理責任者） 第七条（略） 2～4（略） 5（略）</p> <p>一（略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 三（略） 6・7（略）</p>	<p>（衛生管理責任者） 第七条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることできない。 一（略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者 三（略） 6・7（略）</p>

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）

改正案	現行
<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5（略）</p> <p>一（略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 三・四（略） 6・7（略）</p>	<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。 一（略） 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者 三・四（略） 6・7（略）</p>

○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

改正案	現行
<p>（登録の基準） 第二百二十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、ガス工作物（その申請が第二百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。）の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ロ、ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の基準） 第二百二十五条 経済産業大臣は、第二百二十三条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要なる手續は、経済産業省令で定める。</p> <p>一 次のイからニまでのいずれかに該当する者が検査を実施し、その人数が検査の区分ごとに二名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物（その申請が第二百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。）の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ロ、ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）

改正案	現行
<p>（登録の要件等） 第四十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二～四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の要件等） 第四十一条 原子力規制委員会は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。</p> <p>一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が三名以上であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二～四（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>別表第一（第二十条の四関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、二年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三・四（略）</p>	<p>別表第一（第二十条の四関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>三・四（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の基準） 第六十九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の基準） 第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要なる手続は、経済産業省令で定める。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）

改正案

現行

（主任技術者の資格）
 第十一条（略）

（主任技術者の資格）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、小型鋼船造船業、小型鋼船製造業又は小型鋼船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二・三（略）

二・三（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、木船造船業、木船製造業又は木船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、木船の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

3（略）

3（略）

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

改正案	現行
<p>(受験資格)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>二 十 (略)</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者</p> <p>二 十 (略)</p>

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

改正案	現行
<p>（登録基準）</p> <p>第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの</p> <p>ハ （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録基準）</p> <p>第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理料系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの</p> <p>ハ （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）

改正案

別表第一（第九条の七関係） 一（略）			
学歴	イ（略）	ロ（略）	期間
ハ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）			（略）
ニ 短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）			（略）

現行

別表第一（第九条の七関係） 一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者			
学歴	イ（略）	ロ（略）	期間
ハ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者			（略）
ニ 短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者			（略）

二・三 (略)	ホ (略)
------------	----------

二・三 (略)	ホ (略)
------------	----------

改正案	現行
<p>(労働安全コンサルタント試験) 第八十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第六（第四十六条関係）</p> <p>一 条件</p> <p>(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業生」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(労働安全コンサルタント試験) 第八十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第六（第四十六条関係）</p> <p>一 条件</p> <p>(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係大学等卒業生」という。）で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

二 (二)・(三) (略)

別表第二十(第七十七条関係)

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)において機械工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上当該作業に係る機械の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

二 (二)・(三) (略)

別表第二十(第七十七条関係)

一 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習

講習科目	条件
学科講習 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上当該作業に係る機械の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

二 乾燥設備作業主任者技能講習

(略)	した経験を有するものであること。 二・三 (略)
(略)	

講 習 科 目	条 件
学科 講習 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識 乾燥作業の管理に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後三年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

二 乾燥設備作業主任者技能講習

(略)	二・三 (略)
(略)	

講 習 科 目	条 件
学科 講習 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識 乾燥作業の管理に関する知識	一 大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

(略)	年以上乾燥設備の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二・三 (略)

三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習

	講習科目	条件
(略)	火薬類に関する知識 コンクリート破砕器の取扱いに関する知識	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。)で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 (略)
(略)	(略)	(略)

四 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者

(略)	ること。 二・三 (略)

三 コンクリート破砕器作業主任者技能講習

	講習科目	条件
(略)	火薬類に関する知識 コンクリート破砕器の取扱いに関する知識	一 大学等において工業化学、採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 二 (略)
(略)	(略)	(略)

四 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習、ずい道等の覆工作業主任者

技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコンクリート橋架設等作業主任者技能講習

講習科目	条 件
学科 講習 作業の方法 に関する知識	一 大学等において土木、建築又は採 鉱に関する学科（ずい道等の掘削等 作業主任者技能講習及びずい道等の 覆工作業主任者技能講習にあつては 建築に関する学科を除き、足場の組 立て等作業主任者技能講習にあつて は造船に関する学科を含む。以下こ の表において「特定学科」という。 ）を修めて卒業した者（特定学科を 修めて専門職大学前期課程を修了し た者を含む。）で、その後三年以上 建設の作業（ずい道等の掘削等作業 主任者技能講習及びずい道等の覆工 作業主任者技能講習にあつてはずい 道等の建設の作業に限り、足場の組 立て等作業主任者技能講習にあつて は造船の作業を含み、コンクリート 造の工作物の解体等作業主任者技能 講習にあつてはコンクリート造の工

技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習及びコンクリート橋架設等作業主任者技能講習

講習科目	条 件
学科 講習 作業の方法 に関する知識	一 大学等において土木、建築又は採 鉱に関する学科（ずい道等の掘削等 作業主任者技能講習及びずい道等の 覆工作業主任者技能講習にあつては 建築に関する学科を除き、足場の組 立て等作業主任者技能講習にあつて は造船に関する学科を含む。以下こ の表において「特定学科」という。 ）を修めて卒業した者で、その後三 年以上建設の作業（ずい道等の掘削 等作業主任者技能講習及びずい道等 の覆工作業主任者技能講習にあつて はずい道等の建設の作業に限り、足 場の組立て等作業主任者技能講習に あつては造船の作業を含み、コンク リート造の工作物の解体等作業主任 者技能講習にあつてはコンクリート 造の工作物の解体等の作業に限る。 以下この表において「特定作業」と

(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>作物の解体等の作業に限る。以下の表において「特定作業」という。) に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

	<p>学科講習 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p>	<p>講習 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p>	<p>講習 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p>
(略)	(略)	(略)	<p>一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>

六 (略)

(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>いう。)に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>

五 採石のための掘削作業主任者技能講習

	<p>学科講習 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p>	<p>講習 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p>	<p>講習 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p>
(略)	(略)	(略)	<p>一 大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上採石作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>

六 (略)

七 船内荷役作業主任者技能講習

講 習 科 目		学 科 講 習	学 科 講 習
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p>	<p>(略)</p>
(略)	(略)	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講 習 科 目	条 件
木造建築物	一 大学等において建築に関する学科

七 船内荷役作業主任者技能講習

講 習 科 目		学 科 講 習	学 科 講 習
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p>	<p>(略)</p>
(略)	(略)	<p>一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上玉掛け作業に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>

八 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講 習 科 目	条 件
木造建築物	一 大学等において建築に関する学科

講習		
(略)	(略)	の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識
(略)	(略)	を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。 二～四（略）

九 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

講習		講習科目	条件
(略)	第一種圧力容器の構造に関する知識		
(略)	二・三（略）	一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。）で、その後五年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。	

講習		
(略)	(略)	の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識
(略)	(略)	を修めて卒業した者で、その後三年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有するものであること。 二～四（略）

九 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

講習		講習科目	条件
(略)	第一種圧力容器の構造に関する知識		
(略)	二・三（略）	一 大学等において機械工学又は化学工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後五年以上ボイラー又は第一種圧力容器の設計、製作、検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。	

危険物及び化学反応に関する知識	<p>一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三（略）</p>
(略)	(略)

十・十一 (略)

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

<p>学科 講習 (略)</p> <p>酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識</p>	(略)	講習科目	条件
	<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p>		

危険物及び化学反応に関する知識	<p>一 大学等において工業化学に関する学科を修めて卒業した者で、その後六年以上危険物に関する業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二・三（略）</p>
(略)	(略)

十・十一 (略)

十二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

<p>学科 講習 (略)</p> <p>酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識</p>	(略)	講習科目	条件
	<p>一 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。</p>		

実技				
講習	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	二 (略)

十三 (略)

十四 床上操作式クレーン運転技能講習

学科		講習		
(略)		(略)		
講習		原動機及び電気に関する知識		
(略)	(略)	一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であること。 二・三 (略)		
(略)	(略)	条件		

実技				
講習	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	二 (略)

十三 (略)

十四 床上操作式クレーン運転技能講習

学科		講習		
(略)		(略)		
講習		原動機及び電気に関する知識		
(略)	(略)	一 大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二・三 (略)		
(略)	(略)	条件		

実技 講習	(略)	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	(略)	講 習 科 目	条 件	十六 ガス溶接技能講習	十五 (略)	実技 講習	(略)	(略)

実技 講習	(略)	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	(略)	講 習 科 目	条 件	十六 ガス溶接技能講習	十五 (略)	実技 講習	(略)	(略)

十七 (略)

十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運
 転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習

実技 講習	講習科目			条件
	(略)	運転に必要な一般的な事項に関する知識	(略)	
(略)	(略)	二・三 (略)	(略)	(略)

十九・二十 (略)

二十一 高所作業車運転技能講習

十七 (略)

十八 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運
 転技能講習及び車両系建設機械(解体用) 運転技能講習

実技 講習	講習科目			条件
	(略)	運転に必要な一般的な事項に関する知識	(略)	
(略)	(略)	二・三 (略)	(略)	(略)

十九・二十 (略)

二十一 高所作業車運転技能講習

二二二・二三三 (略)

実技 講習	学科 講習				講習科目	条件
	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	運転に必要な 一般的な事 項に関する 知識	(略)	(略)	(略)	一 大学等において力学及び電気に関 する学科を修めて卒業した者(当該 学科を修めて専門職大学前期課程を 修了した者を含む。)であること。 二・三 (略)

二二二・二三三 (略)

実技 講習	学科 講習				講習科目	条件
	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	運転に必要な 一般的な事 項に関する 知識	(略)	(略)	(略)	一 大学等において力学及び電気に関 する学科を修めて卒業した者である こと。 二・三 (略)

○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(受験資格)</p> <p style="text-align: center;">第十五条 (略)</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下「理科系統大学等卒業者」という。）で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p style="text-align: center;">二・三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(受験資格)</p> <p style="text-align: center;">第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（以下「理科系統大学等卒業者」という。）で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p style="text-align: center;">二・三 (略)</p>

○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

改正案	現行
<p>別表第二（第八十七条、第九十一条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、業務経験を三年以上有すること。</p> <p>三・四（略）</p>	<p>別表第二（第八十七条、第九十一条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業した者であつて、業務経験を三年以上有すること。</p> <p>三・四（略）</p>

改正案	現行
<p>（機関登録の基準）</p> <p>第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その機関登録をしなければならぬ。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。</p> <p>一 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、無体財産権の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（機関登録の基準）</p> <p>第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その機関登録をしなければならぬ。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者が設定登録等事務を実施し、その人数が設定登録等事務を行う事業所ごとに二名以上であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、無体財産権の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

（受験資格）
 第七条 （略）

（受験資格）

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一～三 （略）

一～三 （略）

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したものの

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、（）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したものの

五 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、（）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、（）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は

を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第十号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
八〇十二 (略)

(介護福祉士試験)

第四十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

3 (略)

三〇六 (略)

通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
八〇十二 (略)

(介護福祉士試験)

第四十条 (略)

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 (略)

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

3 (略)

三〇六 (略)

改正案	現行
<p>（登録の基準）</p> <p>第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、経済産業省令で定める。</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、科学技術に関する事務に<u>通算</u>して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の基準）</p> <p>第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に<u>必要</u>な手続は、経済産業省令で定める。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に<u>通算</u>して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録実施機関の登録の基準）</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならぬ。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。</p> <p>一 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録実施機関の登録の基準）</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならぬ。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

（受験資格）
 第七条 （略）

（受験資格）
 第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一～三 （略）

一～三 （略）

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、（ ）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの

授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第九号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

八〇十一 (略)

に限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

八〇十一 (略)

○ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）

改正案	現行
<p>(登録基準)</p> <p>第十六条 総務大臣及び内閣総理大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令・内閣府令で定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において電気通信に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）でその後一年以上電子メール通信業務に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれと同等以上の知識経験を有する者が特定電子メール等送信適正化業務に従事すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録基準)</p> <p>第十六条 総務大臣及び内閣総理大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令・内閣府令で定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において電気通信に関する科目を修めて卒業した者でその後一年以上電子メール通信業務に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれと同等以上の知識経験を有する者が特定電子メール等送信適正化業務に従事すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案

別表（第二十六条の四関係）

<p>一 遠心分離機</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p>	<p>（略）</p>
<p>二 純水製造装置</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>三 超低温槽</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>四 ホモジナイザー</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>五 ガスクロマトグラフ</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>六 原子吸光度計</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>七 高速液体クロマトグラフ</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>八 乾熱滅菌器</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>九 光学顕微鏡</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	

現行

別表（第二十六条の四関係）

<p>一 遠心分離機</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p>	<p>（略）</p>
<p>二 純水製造装置</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>三 超低温槽</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>四 ホモジナイザー</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>五 ガスクロマトグラフ</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>六 原子吸光度計</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>七 高速液体クロマトグラフ</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>八 乾熱滅菌器</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	
<p>九 光学顕微鏡</p>	<p>二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p>	

十 高压滅菌器 十一 ふ卵器	十 以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 六 (略)
十 高压滅菌器 十一 ふ卵器	六 (略)

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

改正案	現行
<p>(登録検査機関) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(登録検査機関) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれかに該当する者が生物検査を実施し、その人数が生物検査を行う事業所ごとに二名以上であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）

改正案	現行
<p>(登録誘引情報提供機関の登録) 第十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 国家公安委員会は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合しているときは、登録をしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を得るのに必要な一般教養科目の単位を修得した者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、誘引情報提供業務に通算して六月以上従事した経験を有するもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(登録誘引情報提供機関の登録) 第十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 国家公安委員会は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合しているときは、登録をしなければならない。</p> <p>一 インターネットの利用を可能とする機能を有する通信端末機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する二人以上の者が誘引情報提供業務を行うものであること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の単位を修得した者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であつて、誘引情報提供業務に通算して六月以上従事した経験を有するもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>

改正案

（機構の目的）

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第十六条 （略）

現行

（機構の目的）

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。））、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 学校教育法第百四条第七項の規定により、学位を授与すること。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

改正案	現行
<p>（登録特定原動機検査機関） 第十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第二十六条第二項第二号において同じ。）又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定原動機検査事務を実施し、その人数が二名以上であること。</p> <p>二（略）</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（登録特定原動機検査機関） 第十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要必要な手続は、主務省令で定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定原動機検査事務を実施し、その人数が二名以上であること。</p> <p>二（略）</p> <p>5・6（略）</p>

○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第四百四条第七項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十条の六の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第四百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十条の六の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第百四条第七項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。</p> <p>4・5 (略)</p>